

検査米1袋当たり
107円を支援

米の生産農家を対象に出荷経費相当額を支援 花巻米生産緊急支援事業



市では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和3年産米価が下落した市内主食用米生産農家を支援するため、農業経営体を対象に令和3年産米の出荷経費相当額を支援します。

■対象 JAいわて花巻などの認定方針作成者に参画し、主食用米を生産している市内農業経営体
※認定方針作成者…米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣から認定を受けたコメの生産出荷団体(JAいわて花巻、株式会社渡嘉商店、関庄糧穀株式会社、有限会社すぐね、有限会社板垣農場)

■補助対象経費 12月31日までに販売用として登録検査機関が検査した主食用米の出荷に要する検査手数料および紙袋経費相当額
※補助対象数量は、農業経営体ごとに令和3年産の主食用米面積に地域の換算単収を乗

じた数量の範囲内

■補助額 検査米1袋(30^{kg})当たり107円

■申請方法

- 認定方針作成者…農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に必要書類を提出
- 農業経営体…▶参画している認定方針作成者で検査を受けたコメの場合は、申請不要▶参画している認定方針作成者以外で検査を受けたコメの場合は、参画している認定方針作成者に対し検査結果通知書を提出

*農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

12月1日から
第4弾を実施

がんばれ花巻！対象店舗で最大20%が戻ってくる キャンペーンを利用しながら地域のお店を応援！



地域のお店を応援するため、市内対象店舗でキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay(ペイペイ)」で決済(*)した場合に、支払額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)を還元するキャンペーンを実施します。

*PayPay残高、ヤフーカード、PayPay後払い(一括)による決済が対象です

■期間 12月1日(水)[午前0時]～令和4年1月10日(月・祝)[午後11時59分]

■内容

キャンペーン期間中、PayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayボーナス(ポイント)が付与されます。

※PayPay 1アカウントにつき1決済当たりの付与上限は4,000円相当(例:10,000円分の買い物で2,000円分のPayPayボーナスを付与)、期間中の付与合計上限は15,000円相当

■PayPayボーナス付与

ポイントは、支払日の翌日から30日後に付与され、PayPay加盟店舗での代金の支払いに使用できます。

*利用できる対象店舗は、11月19日(金)以降、市ホームページに掲載します



スマホでPayPayを利用したことがない人を対象に、操作方法などを説明する窓口を次の場所に開設。参加は無料で申し込みは不要です。

*都合により時間を変更する場合があります

■期日 11月18日(木)、12月1日(水)

■時間 午前11時～午後6時

■会場 イトーヨーカドー花巻店(フードコート)

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3534)

10^円当たり
412円以内を支援

米の生産農家を対象に肥料(基肥)購入経費を支援 水田営農継続緊急支援事業



市では、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、令和3年産米価が下落した市内主食用米生産農家を支援するため、農業経営体を対象に令和4年産米の生産に必要な肥料(基肥)の購入経費を支援します。

■対象 JAいわて花巻などの認定方針作成者に参画し、主食用米を生産している市内農業経営体
※認定方針作成者…米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣から認定を受けたコメの生産出荷団体(JAいわて花巻、株式会社渡嘉商店、関庄糧穀株式会社、有限会社すぐね、有限会社板垣農場)

■補助対象経費 令和4年産主食用米の生産のため、令和4年6月までに認定方針作成者から購入した肥料(基肥)費と令和3年産の肥料(基肥)費との差額相当額
※補助対象面積は、主食用米の作付面積と肥料

(基肥)の購入量を標準施用量の下限で除して得た面積を比較していずれか少ない方の面積

■補助額 10^円当たり412円以内

※補助対象経費の3分の1以内

■申請方法

- 認定方針作成者…農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に必要書類を提出
- 農業経営体…▶参画している認定方針作成者から購入した肥料(基肥)の場合は、申請不要▶参画している認定方針作成者以外の市内認定方針作成者から購入した肥料(基肥)の場合は、参画している認定方針作成者に対し肥料(基肥)の購入実績が確認できる書類を提出

*農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

日額13,500円
を上限に助成

事業主を対象に賃金相当額の10分の10を支援 小学校休業等対応助成金



国では、臨時休業した小学校など(*)に通う子どもを保護者として世話をする労働者に有給休暇を取得させた事業主を対象に、助成金を支給しています。

*小学校など…小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設など

■対象 8月1日～12月31日の間に、次のいずれかの要件を満たす労働者に有給(賃金全額支給)休暇を取得させた事業主

▶新型コロナウイルス感染症に関する対応として、文部科学省の臨時休業に関するガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校などに通う子どもを保護者として世話をする労働者▶新型コロナウイルスに感染し、小学校などを休む必要がある子どもを保護者として世話をする労働者

■助成額 有給休暇を取得した対象労働者

に支払った賃金相当額の10分の10(日額13,500円を上限)

■申請期限

○8月1日～10月31日の間の有給休暇分…12月27日(月)

○11月1日～12月31日の間の有給休暇分…令和4年2月28日(月)

■相談窓口 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター(☎0120-60-3999)

*申請方法は、厚生労働省ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3536)